

北九州市 循環型社会形成推進地域計画

北九州市
平成28年11月29日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- 構成市町村名 北九州市
- 面 積 491.95km²
- 人 口 956,364人[427,941世帯]（平成28年11月1日現在）

(2) 計画期間

- ・ 本計画は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間を計画期間とする。
- ・ なお、社会経済情勢の変化や一般廃棄物処理基本計画(北九州市循環型社会形成推進基本計画)の策定状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。

(3) 基本的な方向

北九州市は、1901年の官営製鉄所操業開始を契機に「モノづくりの街」として発展した、人口約100万人の政令指定都市である。1960年代に激甚な公害問題に直面したが、産学官民が一体となり公害を克服した経験を有しており、その克服の過程で培われた、環境に関する人材、技術、ノウハウ、市民・企業・行政の連携を基盤に、環境国際協力やエコタウン事業などを展開してきている。

本市では、かつて市民から出されたごみを迅速・安全かつ経済的に処理する「処理重視型」として、排出量に合わせて焼却工場を計画的に整備し、最終処分場を確保するなど、効率的で安定的なごみ処理体制を構築してきた。しかしながら、ごみ量の増大やリサイクル意識の高まりなどを受け、平成5年にごみ処理の基本理念を、資源回収を視野に入れた「リサイクル型」に転換し、分別対象を順次拡大しながら、ごみの減量化・資源化の施策を展開してきた。さらに、平成13年には発生抑制、再使用、再生利用のいわゆる3Rとグリーン購入に至るまでの総合的な取組みを基本とする「循環型」に発展させた「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた様々な取り組みを進めてきた。基本計画に基づき、事業系ごみ対策(平成16年10月)や家庭ごみ収集制度の見直し(平成18年7月)などの取組みを実施してきた結果、平成19年度に、市民1人一日当りの家庭ごみ量20%減量(対15年度比)、一般廃棄物のリサイクル率25%の目標を達成し、その後も目標を上回っている。今後も、これまでの成果を継続していくとともに、さらに発展させていくことが必要である。

一方、本市は、低炭素社会への転換を進め国際社会を先導していく、国の「環境モデル都市」に選定されたことを受け、「北九州市環境モデル都市行動計画(北九州グリーンフロンティアプラン)」を策定し、地域と協働して低炭素社会を実現するための取組みを進めており、これらの取組みとの連携が必要である。また、本市のまちづくりの指針である「北九州市基本構想・基本計画(「元気発進!北九州」プラン)」では、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」をまちづくりの目標として、「環境を未来に引き継ぐ～市民・企業・行政が共につくる「世界

の環境首都」」を取組みの柱に掲げ、各種の施策を進めている。

このような中、持続可能な社会の実現に向か、従来の「循環型」の取組みに「低炭素」、「自然共生」の取組みを加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定した(計画期間:平成 23 年度から 32 年度の 10 年間)。

その後、国では「第三次循環型社会形成推進基本計画」の策定や、各種リサイクル法の見直し等が行われており、これらに示された新たな考え方に基づく対応が求められるほか、大規模災害への備えや「水銀に関する水俣条約」の発効に向けた体制の整備も進められており、これらに対応する安全・安心な廃棄物処理体制の構築も大きな課題である。

一方、本市では、低炭素社会づくりを進めるための「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」や自然共生社会づくりを進めるための「北九州市生物多様性戦略」を新たに策定しており、これらの計画との連携を図る必要もある。

このような経済社会状況の動向や廃棄物量の変化等に的確に対応した計画の運用を図るために、「循環型社会形成推進基本計画」を平成 28 年 8 月に改定しており、今後、この計画に基づき取組みを進めていく。

《「北九州市循環型社会形成推進基本計画」について》

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条で市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理基本計画」(H23 年度策定・28 年度改定)であり、計画期間は平成 23 年度から 32 年度の 10 年間で、平成 32 年度を目標年度(平成 27 年度を中間目標年度)に定めている。

(基本理念)

市民・事業者・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が主体的・協調的に 3R・適正処理に取り組むことを通じ、「持続可能な都市のモデル」を目指す。

(一般廃棄物の目標)

	H21(現状)	H27(中間目標)	H32 年度(目標)
市民 1 人一日あたりの家庭ごみ量※1	506g	495g	470g以下
リサイクル率	30.4%	32.5%	35%以上
一般廃棄物処理に伴い発生する CO ₂ 排出量	122 千トン-CO ₂	115 千トン-CO ₂	100 千トン-CO ₂

※1 家庭ごみ量:家庭系家庭ごみ+粗大ごみ

(産業廃棄物の目標)

本市の産業廃棄物の適正な処理の推進と最終処分量の削減

(計画の視点と取組みの方向性)

① 循環資源の性質に応じた規模の循環圏の形成に向け、ものづくりのまちとしての地域特性を活かした

「最適な『地域循環圏』の構築」

- (1) 家庭ごみの減量化・資源化の推進
- (2) 事業系ごみの減量化・資源化の推進
- (3) ごみ処理施設の今後のあり方
- (4) ごみ処理の広域連携
- (5) 産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進
- (6) 適正処理と安全・安心の確保

② 循環型の取組みをさらに推進し、低炭素、自然共生の取組みを加えた
「低炭素社会、自然共生社会への貢献」

- (1) 廃棄物処理における低炭素化・自然共生の推進
- (2) 環境教育、普及啓発の充実
- (3) ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上
- (4) 不法投棄防止対策
- (5) 海岸漂着物等の処理
- (6) まち美化対策の強化
- (7) 生活排水の適正な処理

③ 本市に蓄積するごみ処理・リサイクルの技術や人材等の基盤を活用した
「環境国際協力・ビジネスの推進」

- (1) 環境産業の創出・育成・支援
- (2) 環境分野における技術開発の促進
- (3) 産業の環境化
- (4) 環境国際協力・環境国際ビジネスの促進
- (5) 事業活動における循環利用の推進
- (6) 環境に配慮した消費者(グリーンコンシューマー)の育成、グリーン購入の推進

(4) 広域化の検討状況

本市では、「福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画」における中核都市として、地域全体の環境保全・循環型社会の構築に向け、本市のごみ処理施設の処理能力の余裕やエコタウン事業で蓄積された先進的な技術・民間リサイクル施設の集積等を活用し、期間を定めて、他都市の一般廃棄物の広域的な受入れを実施してきた。

一般廃棄物の処理については、循環型社会・低炭素社会のさらなる推進、地域の安定的・効率的な処理体制の構築に向け、広域的な取組みの必要性がさらに高まっている。また、広域行政については、一定の圏域の市町村がそれぞれの資源や機能の効率的な活用を図り、広域による行政展開のメリットを最大限引き出しながら、圏域全体の活性化と魅力ある圏域の形成を図る、「連携中枢都市圏構想」という都市間連携の新たな枠組みが構築された。

このような状況の中、本市では、これまでの「福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画」に代わり、「連携中枢都市圏構想」に基づく北九州都市圏域の形成を目指し、圏域の将来像や連携協約に基づき推進する具体的な取組みをまとめた「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン(平成28年4月)」を策定し、周辺自治体と連携しながら取組みを進めていくこととしている。一般廃棄物の広域的な受入れについても、この枠組みを基に進めいく。

ア. 一般廃棄物の広域的な受入れ

本市のごみ処理施設での受入れにあたっては、本市との間で基本協定を締結するとともに、毎年度、一般廃棄物処理業務の委託契約を締結している。また、受入れの前提として、当該団体の首長、議会からの要請を受け、次の三原則に適合していることを毎年度確認する。

- 本市のごみ処理に支障がないこと

- 本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと
 - 本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること
- 新たに「連携中枢都市圏」を中心とした自治体から受入れ要請があった場合には、受入れの前提である三原則等、本市の基本的な考え方に基づいて検討する。
- なお、ごみ処理施設については、広域的な受入れ処理を行うことを視野に入れ、整備の検討を進める。
- また、エコタウン事業等の民間リサイクル施設での受入れについては、地域循環圏を構築する観点から、積極的に推進する。

イ. 災害廃棄物の対策

大規模、広範囲に及ぶ災害によって、本市または周辺自治体で災害廃棄物が大量に発生し、また、ごみ処理施設の被災によって、ごみ処理事業が中止または縮小を余儀なくされる事態が想定される。

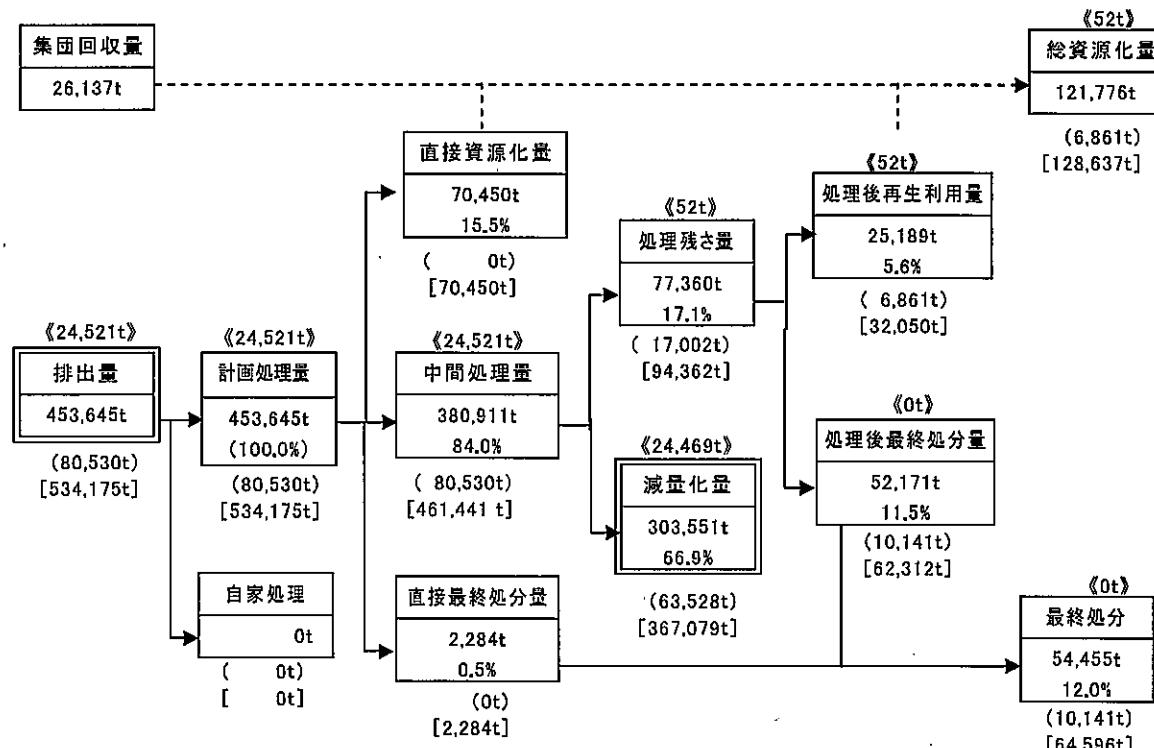
このような状況においても迅速で適正な処理を確保するため、国・県などと情報を共有しながら、国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づく災害廃棄物処理計画を策定し、実効的な運用を進めていく。

処理計画の策定にあたっては、広域的な自治体間の連携や、廃棄物・建設関連事業者との連携についての検討が必要である。自治体間の連携については、本市で発生した災害廃棄物の処理への対応に加え、周辺自治体から本市に対して要請があった場合に、緊急的措置として災害廃棄物を受け入れることも想定し、周辺自治体と処理協力に関する協定を締結し、これを補完するため、福岡市との相互協力についても検討する。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

- 平成 27 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。
- 総排出量は、集団回収量を含め、479,782 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 121,776 トン、リサイクル率 (=直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量) は 25.4% である。
- 中間処理による減量化量は 303,551 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 66.9% が減量化され、また、集団回収量を除いた排出量の 12.0% にあたる 54,455 トンが埋立てられている。
- なお、中間処理量のうち、焼却量は 364,327 トンである。本市 3 焼却工場では、ごみ発電を行っており、自家消費した残りの電力は、隣接の市有施設(市収集部門、下水施設、卸売市場)に送電し、その余剰分を電力会社へ売電している。
- 新門司工場は、シャフト式ガス化溶融炉を持つ焼却施設で、焼却灰を JIS 規格に適合した溶融物として資源化し有効活用しているほか、ボイラの高温高圧化(4M Pa, 400°C)により最大発電能力 23,500kW、最大発電効率 23% の高効率サーマルリサイクルを実施している。
- 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は本市の告示に基づき、紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣・金属くずとしており、焼却工場及び粗大ごみ資源化センターにて受け入れている。



《凡例》 括弧内は、北九州市分

()内は、広域連携による他都市受入分

[]内は、北九州市分 + 広域連携による他都市受入分

《 》内は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物受入分で外数

図1 一般廃棄物の処理フロー(平成27年度)

(2) 生活排水の処理の現状

平成27年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で966,938人であり、水洗化人口は960,499人、汚水衛生処理率は99.4%である。

し尿発生量は、17,268kL/年、浄化槽汚泥発生量は、18,182kL/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は、35,450kL/年である。

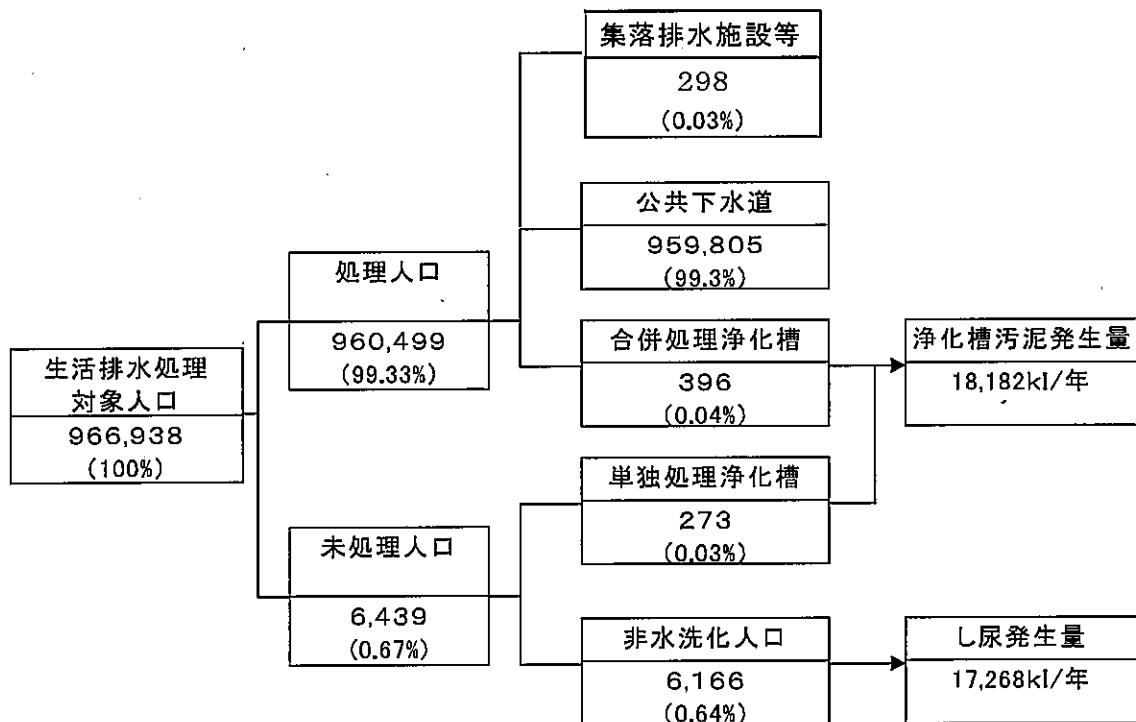


図2 生活排水の処理状況フロー（平成27年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※ ¹) 平成 27 年度	目 標 (割合※ ¹) 平成 34 年度
人口		961,286 人	924,242 人(▲3.8%)
総排出量 ※ ⁴		453,645 トン	432,410 トン(▲4.7%)
1人1日当たりの排出量 ※ ⁵		1,367.4 g／人・日	1,391.5g／人・日(1.7%)
排 出 量	事業系	排出量 245,228 トン	230,436 トン(▲6.0%)
		1事業所当たりの排出量※ ² 5.131 トン／事業所	4.821 トン／事業所(▲6.0%)
	家庭系	排出量 208,417 トン	201,974 トン(▲3.1%)
		資源化量 36,714 トン	42,859 トン(16.7%)
		1人当たりの排出量※ ³ 0.179 トン／人	0.172 トン／人(▲3.9%)
		1人1日あたりのごみ排出量※ ⁶ 489.4g／人・日	471.7g／人・日(▲3.6%)
再生利用量		直接資源化量 70,450 トン (15.5%)	99,487 トン(23.0%)
		総資源化量 121,776 トン (26.8%)	161,315 トン(37.3%)
		再生利用率 25.4%	34.4%
集団回収量	集団回収量	26,137 トン	36,995 トン
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	208,189MWh	181,010MWh
減量化量	中間処理による減量化量	303,551 トン (66.9%)	256,184 トン(59.2%)
最終処分量	埋立最終処分量	54,455 トン (12.0%)	51,906 トン(12.0%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1 事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = [(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

※4 (総排出量) = (事業系排出量) + (家庭系排出量)

※5 (1 人 1 日あたりのごみ排出量) = [(総排出量) + (集団回収量)] / (人口) / 365 日 × 10⁶

※6 (1 人 1 日あたり家庭から排出されるごみの量) = [(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)] / (人口) / 365 日 × 10⁶

※ 平成 34 年度目標値については、「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の数値より推計したもの。

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収量を除く)[単位:トン]

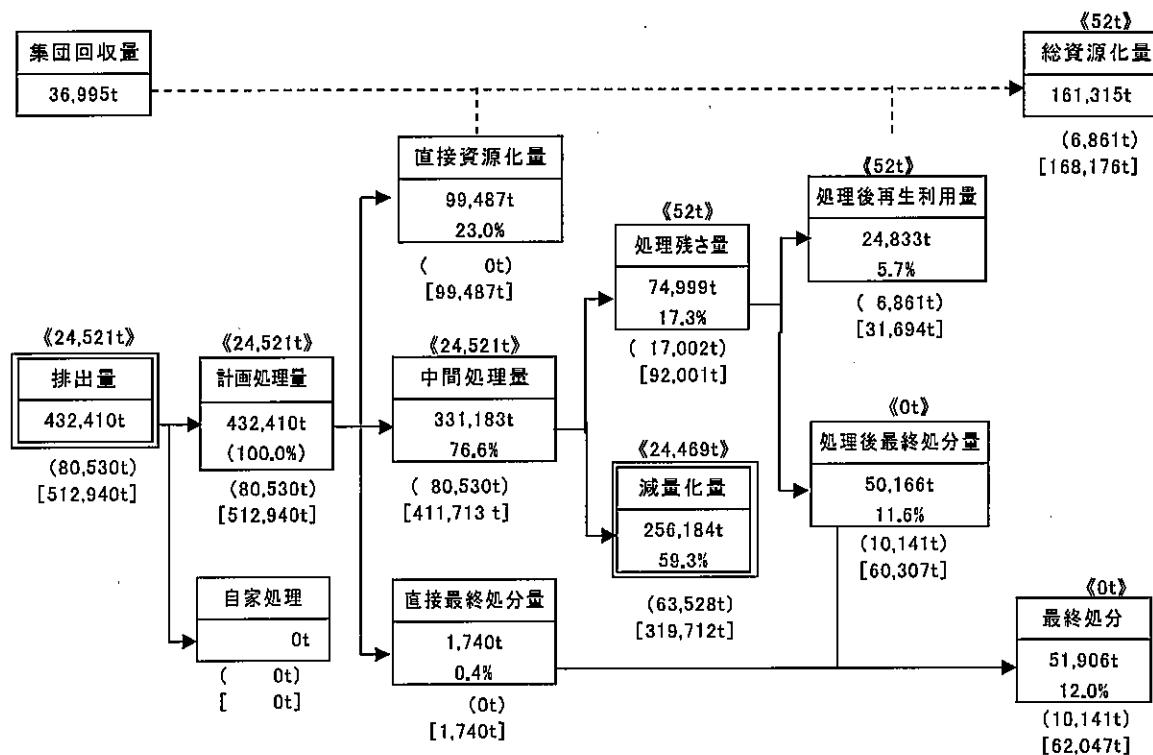
総排出量：事業系排出量、家庭系排出量の和[単位:トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量：埋立処分された量[単位:トン]



《凡例》

枠内は、北九州市分

()内は、広域連携による他都市受入分

[]内は、北九州市分+広域連携による他都市受入分

《 》内は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物受入分で外数

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理フロー(平成34年度)

(4) 生活排水処理の目標

- 生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成27年度実績		平成34年度目標	
処理形態型人口	公共下水道	959,805	(99.3%)	937,243	(99.4%)
	集落排水施設等	298	(0.03%)	292	(0.03%)
	合併処理浄化槽等	396	(0.04%)	377	(0.04%)
	未処理人口	6,439	(0.63%)	4,988	(0.53%)
	合 計	966,938		942,900	
し尿汚泥の量	汲み取りし尿量	17,268KI/年		11,816KI/年	
	浄化槽汚泥量	18,182KI/年		12,447KI/年	
	合 計	35,450KI/年		24,263KI/年	

3 施策の内容

(1)発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

■ 事業系一般廃棄物の焼却工場への搬入手数料の改定

平成 16 年 10 月に行った「事業系ごみ対策」において、搬入手数料を「100kgあたり 700 円」から「10kgあたり 100 円」に改定した。

■ 家庭ごみ手数料を減量効果が期待できる水準への改定と資源化物の有料制の導入

平成 18 年 7 月に行った「家庭ごみ収集制度の見直し」において、家庭ごみ有料指定袋を改定し(例:大袋 45 リットルを 15 円から 50 円)、さらに、資源化物(かん・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装)の有料指定袋制度を導入した(25 リットル 12 円)。指定袋料金の詳細は、表 3-2 を参照。

イ 環境教育、普及啓発、助成

■ 効果的な市民啓発と情報提供の充実

家庭ごみの減量化・資源化のさらなる推進に向け、市民がリサイクルの効果等を実感し、自発的に取組みを進められるよう、リサイクルの流れや製品への利用例などをわかりやすく紹介していく。

家庭ごみの分け方・出し方を解説した「分別大事典」や環境情報誌「ていたんプレス」などの市民向けパンフレットやPRチラシにより、市のごみ処理の実態等について、広く市民に情報を提供していく。

環境局の職員が市民センター等へ出向き、3Rや環境保全など環境に関するこことをテーマに講演する「出前講演」を積極的に行っていく。

そのほか、環境に関する報告書「北九州市の環境」やごみ処理などの環境施策、環境測定データなどの環境情報について、体系的な整備とネットワーク化を進め、わかりやすく信頼性のある環境情報がタイムリーに提供できるよう努める。

また、資源の有効利用等、環境問題に関心が低い人に対しても、一定の興味を引き、関心を高めていくための方策を検討、実施し、市民環境力のさらなる強化を図る。

■ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

持続可能な社会の構築を図るために、国連など世界規模で進められている「持続可能な開発のための教育(ESD)」を主に市民からなる北九州ESD協議会を中心に、産学官民が連携しながら推進する。そのため協議会では、平成 28 年 3 月に北九州地域のESD推進計画として、新たな「北九州ESDアクションプラン」を策定した。その具体的な取組みの一つとして、協議会と北九州まなびとステーション等との協働で取り組むことなどにより、就学前から大学、社会教育までの切れ目ない、ESDの推進の仕組みをつくり、循環型社会を含めた、持続可能な社会の実現を目指す。

■ 環境学習の推進

あらゆる世代が環境について学べ、市民一人ひとりの環境行動を促進するため、環境教育の総合拠点である「環境ミュージアム」の活用や、「エコライフステージ」の実施による啓発の取組みを進める。

さらに、環境ミュージアム、エコタウンセンターを拠点として、本市の恵まれた自然と市内のごみ処理施設やリサイクル施設等を結びつけ、体験を通して環境学習を推進する。

その他の取組みとして、環境首都検定の実施や、環境教育副読本と環境教育ワークブック「みどりのノート」の配布、環境教育や学習を推進する役割を担う環境学習サポーターの育成などを行い、幼少期をはじめとしたあらゆる世代における環境教育を進め、市民環境力の向上を目指す。

さらに、古紙回収、公園や河川の清掃、「こどもエコクラブ」など、参加者が環境に主体的に関わる体験的な活動を支援する。

■ 3R活動推進表彰

3R活動に積極的に取り組んでいる市内で活動する個人、市民団体、学校、事業者などを表彰し、ごみの減量やリサイクルの取組みを全市的な市民運動として推進する。また、表彰者の取組みを、広報誌等で幅広く紹介することで、表彰者を応援し活動の拡がりを促すとともに、市民や事業者の環境意識の向上を図る。

■ ごみ出しルールの徹底とごみ減量・資源化の推進

平成27年4月に北九州市環境審議会から受けた答申「ごみステーションのあり方について」に基づき、「ステーションの配置」、「地域への支援」、「指導及びPR」、「事業系ごみ対策」の4つの視点から具体的な施策に取り組む。

家庭ごみについては、地域の要望などに沿った柔軟なステーションの配置、地域の独自ルールへの支援、地域で解決が難しい課題への指導やPRへの取組などを行う。特に地域への支援として、防鳥ネットをはじめ、ステーションの適切な管理のための用具の無償貸与や購入助成に取り組んでいく。

事業系ごみについては、資源化・減量化への誘導を図りながら、ステーションへの不適正な持ち出しに対する指導を再度徹底し、強化する。

■ 事業系ごみの実態把握

事業系ごみの排出状況調査の強化等を通じ、ごみ出しルールの徹底を図る。

また、定期的に自己搬入ごみの組成を調査し、必要に応じて、排出事業者へのアンケートや聞き取りなども行いながら実態調査を行う。

その結果を踏まえ、さらなる減量化・資源化に向けた方策を検討し実施する。

■ 事業系ごみの資源化に関する計画書の策定対象事業所

事業系ごみの資源化・減量化を促進するため、「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、対象となる事業者について、再利用・再使用に関する計画書の策定を義務付けており、計画書未提出の事業者に対して指導を行う。

また、実態把握の結果等を踏まえ、対象事業者の要件を適宜見直す。

■ 事業系ごみの処理に関するマニュアルの策定と説明会等の実施

事業系ごみの処理に関するマニュアルを策定し、マニュアルに基づいて、排出事業者を対象にした立入検査等を実施することにより、適正排出の徹底を図る。

また、事業者への説明会をはじめ、ごみ減量化・資源化の情報を周知する機会を定期的に設ける。

■ 生ごみ(厨芥類)の減量化・資源化

現在、家庭ごみの約半分を生ごみが占めており、リデュースの観点から、「使い切り」「食べ切り」「水切り」運動のほか、今後はいわゆる「食品ロス」削減の必要性についても周知し、食品廃棄物の削減を進める。具体的には、食品ロスの実態を調査し、分かりやすく伝えるとともに、家庭や外食時の食品ロスをなくす「残しま宣言」の推進や食育・学校教育との連携により、消費者の意識変革を促せるよう取り組む。

やむを得ず排出される生ごみについては、生ごみコンポスト化のノウハウを伝える講座の開催等を通じて、地域や家庭での減量化・資源化の取組みを推進する。さらに、生ごみのコンポスト化によってできた堆肥について、プランター等での利用方法を紹介するなど、生ごみコンポストの活用策について周知を図る。

また、市民団体・リサイクル事業者などと連携しながら、堆肥の用途拡大を推進するとともに、市民が環境活動に取り組んだ場合にエコポイントを交付する新たな「ていたんポイント」制度の活用も検討し、楽しみながら堆肥づくりに取り組める仕組みの構築を進める。

■ 古紙リサイクルの推進

市民が主体的に新聞や雑誌など家庭系古紙の回収に取り組んでいる「集団資源回収」の支援や保管庫の貸与等により、古紙のリサイクルを推進する。

特に、空き箱や包装紙などの雑がみのリサイクルについてさらに周知を進め、一層の回収促進を図る。

また、市内全域に古紙回収体制が広がるよう、全てのまちづくり協議会の集団資源回収への参加を目指す。

■ 地域特性型(メニュー選択方式)市民環境活動推進事業

剪定枝・廃食用油のリサイクルなどの環境活動を自主的に行う地域団体に対する支援や、家庭から出るごみの堆肥化を推進する「生ごみコンポスト化容器活用講座」の実施など、地域環境活動の拡大を図る。

ウ リデュース

■ リデュースの促進

リデュースの取り組みとしては、不要なものは買わない、物は大切に永く使うなど、従来のライフスタイルからの転換を伴うものであることから、「エコライフステージ」などのイベントを通じて、実践的な啓発を行う。

また、事業者や消費者団体と連携し、簡易包装の推進を徹底する。

<レジ袋の削減対策>

カンパスシール事業終了後のレジ袋の削減策については、これまでの取組みで定着したマイ

バッグの利用を継続してもらうために、市民団体や事業者と連携した取組みを検討していく。

＜生ごみ・食品ロスの削減策＞

「■生ごみ(厨芥類)の減量化・資源化」の項に記述。

エ 再使用

■ リユースの促進

フリーマーケットやリサイクルショップに関する情報提供、環境ミュージアムでのリユース品の回収・販売、イベント等でのリユース食器の貸出など、リユースの促進に取り組む。

また、「古着の分別・リサイクル事業」で回収された古着のうち、衣類としてまだ使用可能なものはリユースしていることを周知し、リユースの意義について市民の理解を深めながら、事業を進めていく。

オ 生活排水対策

■ 生活排水処理施設の整備

小型合併処理浄化槽の設置者に対して設置費の一部の補助を行う、小型合併処理浄化槽設置整備事業(平成元年度開始)を引き続き推進し、浄化槽の整備を図っていく。

また、生活雑排水対策の必要性や合併処理浄化槽の補助事業について、市民に周知を図るため定期的な広報・啓発活動を実施する。

浄化槽の維持管理については、浄化槽管理者に対して計画的に指導を実施していくとともに、保守点検・清掃業者への適切な指導助言を行うことにより、適正な維持管理を進めていく。

■ し尿の処理

下水道の普及等によりし尿収集世帯数は年々減少しているが、未だし尿の汲み取りに頼っている世帯もあり、今後とも、し尿収集は市民生活に欠かすことのできない業務として、逐次規模を縮小させつつも継続していく。

■ 災害廃棄物の対策

大規模災害時には、避難所の仮設トイレや仮設住宅等からのし尿の発生が想定される。

また、処理施設や下水道管の被災等により、下水処理事業が中止または縮小を余儀なくされる事態も想定される。

このような状況においても迅速で適正な処理を確保するため、国・県などと情報を共有しながら、協定締結による広域的な自治体間の連携や、廃棄物・建設関連事業者との連携についても検討し、国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づく災害廃棄物処理計画を策定し、実効的な運用を進めていく。

(2) 处理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

- 分別区分及び処理方法については、表3-1及び3-2のとおりである。

表3-1 北九州市の家庭ごみ及び事業所ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

主体	分別区分	収集見込量	現状(平成27年度)						
			一次処理		二次処理		三次処理		
			方法	施設	分類	方法	方法		
市(ごみ計画取組)		200,121t							
	家庭ごみ YB大二分	191,214t	焼却	焼却工場 日明組大	(焼却灰) 灰	堆立	製油汚泥分堆 (民間業者)		
	その他ごみ(不法投棄・道路清掃ごみ等)	5,418t	焼却 破砕・選別	焼却工場 日明組大	(焼却灰) 灰	堆立	製油汚泥分堆 (民間業者)		
市(資源化物計画取組)		18,533t							
	プラスチック製容器包装	7,240t							
	かん・びん	10,816t	選別	かん・びんセンター					
	ペントボトル 紙パック	263t							
	トレイ								
	小物金属	125t							
	蛍光管	83t	リサイクル	(民間リサイクル業者)	蛍光管	光却	(民間業者)		
	小型電子機器	6t							
市の施設		184,540t							
	自己収入ごみ	184,540t	焼却・破砕・堆立	焼却工場、日明組大、製油汚泥分堆	(焼却灰)	堆立	製油汚泥分堆		
	焼却(スラグメタル)	(11,781t)							
	ガス・コン・ボン(紙)	(601t)	破砕・選別	日明組大					
市民		7,443t							
	生ごみ	1,235t							
	廃食用油	67t							
	古紙(有明町回収)	5,201t	リサイクル						
	かん・ペント(有明町回収)	432t							
	かん・ペント(民間回収)	464t							
	古紙	354t							
市民団体		36,474t							
	古紙(新聞紙・雑誌・段ボール)	25,203t	リサイクル	(民間資源回収)	古紙(新聞紙・雑誌・段ボール)	再資源化	古紙回収		
	古紙(新聞・デジタル)	10,337t	リサイクル	(新聞販売店)	—	—	—		
	古紙以外の資源物	655t	リサイクル	(古紙資源回収)	スチール・アルミなど	光却など	(民間業者)		
	資源物	174t	リサイクル	(古紙資源回収)	紙類・繊維	再資源化	(民間業者)		
	電子回路(資源回収)	リサイクル	(古紙資源回収)	ハイオティール肥料	光却	市など			
事業者		52,479t							
	古紙(新聞紙・雑誌・段ボール)	315t							
	紙パック	3,584t							
	各例行式事業所によるごみ統廃のリサイクル	33,352t	リサイクル	(民間リサイクル業者)	—	—	—		
	馬糞水	14,514t							
	食品	484t							
	古紙(事業者によるもの)	11t							
一般廃棄物排出総量	※廃田回収量含む	470,781t							
主体	分別区分	収集見込量	今後(平成34年度)						備註記 備註記 中(1)の指標は、内閣
			一次処理		二次処理		三次処理		
			方法	施設	分類	方法	方法		
市(ごみ計画取組)		187,839t							
	家庭ごみ YB大二分	178,780t	焼却	焼却工場 日明組大	(焼却灰) 灰	堆立	製油汚泥分堆 (民間業者)		
	その他ごみ(不法投棄・道路清掃ごみ等)	5,418t	焼却 破砕・選別	焼却工場 日明組大	(焼却灰) 灰	堆立	製油汚泥分堆 (民間業者)		
市(資源化物計画取組)		20,038t							
	プラスチック製容器包装	8,398t							
	かん・びん	11,072t	選別	かん・びんセンター					
	ペントボトル 紙パック	363t							
	トレイ								
	小物金属	120t							
	蛍光管	80t	リサイクル	(民間リサイクル業者)	蛍光管	光却	(民間業者)		
	小型電子機器	6t							
市の施設		128,381t							
	自己収入ごみ	125,381t	焼却・破砕・堆立	焼却工場、日明組大、製油汚泥分堆	(焼却灰)	堆立	製油汚泥分堆		
	焼却(スラグメタル)	(10,249t)	破砕・選別	リサイクル業者	スラグメタル	光却	(民間業者)		
	馬糞水(紙)	(3,636t)							
市民		8,032t							
	生ごみ	1,245t							
	廃食用油	64t							
	古紙(有明町回収)	5,001t	リサイクル						
	かん・ペント(有明町回収)	419t							
	かん・ペント(民間回収)	479t							
	古紙	632t							
市民団体		51,783t							
	古紙(新聞紙・雑誌・段ボール)	36,104t	リサイクル	(民間資源回収)	古紙(新聞紙・雑誌・段ボール)	再資源化	古紙回収		
	古紙(新聞・デジタル)	14,728t	リサイクル	(新聞販売店)	—	—	—		
	古紙以外の資源物	630t	リサイクル	(古紙資源回収)	スチール・アルミなど	光却など	(民間業者)		
	資源物	167t	リサイクル	(古紙資源回収)	紙類・繊維	再資源化	(民間業者)		
	電子回路(資源回収)	5t	リサイクル	(古紙資源回収)	ハイオティール肥料	光却	市など		
事業者		76,687t							
	古紙(新聞紙・雑誌・段ボール)	482t							
	紙パック	5,237t							
	各例行式事業所によるごみ統廃のリサイクル	49,819t	リサイクル	(民間リサイクル業者)	古紙(新聞紙・雑誌・段ボール)	再資源化	古紙回収		
	馬糞水	21,253t							
	食品	276t							
	古紙(事業者によるもの)	18t							
一般廃棄物排出総量	※廃田回収量含む	488,408t							
* 資料出典:北九州市 廃田回収量 焼却工場 かん・びんセンター 古紙回収 ペットボトル・紙パック・トレイ洗剤・保冷剤 生ごみ 選別装置 フラスチック製容器包装 乾燥機 計定業者 (民間リサイクル業者) (民間リサイクル業者)									

表3-2 北九州市の分別状況(行政回収)について

	区分		収集方法	備考	
1	家庭ごみ	① 家庭ごみ	ステーション	有料	■指定袋 ・大(45リットル)50円・中(30リットル)33円・小(20リットル)22円 ・特小(10リットル)11円
2	プラスチック製容器包装	② プラスチック製容器包装	ステーション	有料	■指定袋 ・大(45リットル)20円・小(25リットル)12円
3	かん	③ スチール缶	ステーション	有料	
		④ アルミ缶		有料	
	びん	⑤ 透明びん		有料	■指定袋 ・25リットル12円
		⑥ 茶色びん		有料	
		⑦ その他びん		有料	
4	ペットボトル	⑧ ペットボトル	ステーション	有料	■指定袋 ・大(45リットル)20円・小(25リットル)12円
5	紙パック	⑨ 紙パック	拠点回収	無料	
6	トレイ	⑩ 白トレイ	拠点回収	無料	
		⑪ 色トレイ	拠点回収	無料	
7	小物金属	⑫ 小物金属	拠点回収	無料	
8	蛍光管	⑬ 蛍光管	拠点回収	無料	
9	小型電子機器	⑭ 小型電子機器	拠点回収	無料	
10	粗大ごみ	⑮ 粗大ごみ	戸別回収	有料	粗大ごみとして定めるもの及び指定袋に入らない大きさのごみ ・300円・500円・700円・1,000円
11	紙類 (新聞紙・雑誌・段ボール・挂紙等)	⑯ 古紙	集団資源回収	無料	■集団資源回収丢番台 ・Aタイプ 広場やステーションを利用して回収(7円/kg) ・Bタイプ 戸別(野焼き)回収方式(5円/kg)

《ごみ処理施設の今後のあり方》

家庭ごみ及び事業系ごみ(一般廃棄物)については、今後とも適正に処理・リサイクルすることが重要であり、そのためにはごみ処理施設の機能を維持・向上していくことが必要である。また、その際には大規模災害への対応、温室効果ガスの排出削減、広域処理などの視点も含めて検討することが必要である。

《ごみ処理施設の機能維持・向上》

資源化施設を含めた既存のごみ処理施設については、ストックマネジメント手法により、財政負担を抑制しつつ、処理能力等の機能の維持・向上を図る。

また、ごみ処理施設の建替えは、老朽化の状況に加え、ごみ量・質の変化、公害防止対策や地球温暖化対策技術等の高度化・効率化の状況、災害に強い施設づくりなどを総合的に勘案して行う。

特に、焼却工場については、安定的・効率的な処理を確保するため、今後も引き続き、最適な工場体制のあり方について検討を行う。

《廃棄物処分場の確保》

快適な市民生活や市内中小企業などの産業活動を、将来にわたって支えていくためには、長期、安定的に廃棄物処分場を確保していく必要があることから、ごみの減量化・資源化の推進等により、既存施設の延命化を図るとともに、使用年限の到来を見据え、現在の処分場に代わる「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進める。

《焼却灰の資源化の推進》

平成 19 年から稼動している新門司工場ではシャフト式ガス化溶融炉を採用し、焼却灰を溶融物(メタル・スラグ)として資源化し有効活用しており、今後も品質確保に努める。

日明工場や皇后崎工場で発生する焼却灰については、セメント原料化などの有効活用策についても検討する。

《大規模災害への対応》

大規模災害時における安定処理の確保のため、今後の施設整備にあたっては、災害時でも自立して運転できる能力を備えることや、一時的なごみの保管能力など、大量に発生するごみに対応する施設のあり方を検討する。

また、地域の防災拠点として、エネルギー供給拠点や避難場所としての機能なども備えることを検討する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

- 平成 16 年 10 月に、事業系ごみの原則市収集廃止、古紙・木材の市処理工場の搬入を停止、市処理工場の搬入手数料の引き上げを行った。
- 平成 19 年 4 月には、排出抑制などの指導強化を図るため、市規則に基づき、資源化計画書の提出や廃棄物管理責任者の選任を義務付け、ごみの減量・資源化に努めなければならない対象事業所の基準を、延べ床面積 3000 m²以上に加え、店舗面積 500 m²以上の小売店に拡大を図った。
- 今後は、一般廃棄物収集運搬業者に対し、排出事業者の排出状況に関する調査を定期的に行い、得られた情報に基づいて立入検査や指導を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

- 焼却工場への搬入を認めている併せ産廃は、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣であるが、事業系ごみ対策にてリサイクル可能な品質の古紙・木材の搬入を停止することにより民間でのリサイクルを促進しており、引き続き減量・リサイクルを推進していく。(平成 27 年度受入実績:108,356 トン)

エ 生活排水の現状と今後

- 下水道の整備が困難な地域における水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、今後とも浄化槽の整備を進める。

才 今後の処理体制の要点

- ◇ 家庭ごみについて、資源化物を含む総排出量の減少に向けた、減量・リサイクルに関する取組みを引き続き行っていくほか、焼却工場で発生する溶融スラグ・メタルの全量有効利用を目指した取組みを行っていく(平成19年度より全量有効利用している)。
- ◇ 事業系一般廃棄物について、条例に基づき大量排出事業所及び大規模店舗に対して排出抑制等の指導を行っていくとともに、不適正排出の疑いがある事業者に対して立入検査や指導を行っていく。
- ◇ 焼却工場への搬入を認めている併せ産廃について、引き続きリサイクル可能な品質の古紙・木材の搬入停止措置による民間施設でのリサイクルの促進など、減量・リサイクルを推進する。
- ◇ 下水道整備が困難な地域における水質汚濁防止及び生活環境の保全を図るため、今後とも浄化槽の整備を進める

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)で示した分別及び処理を行うため、表4のとおり必要な整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
2	ごみ焼却施設	新日明工場建設事業	焼却能力 最大 600t/日	北九州市小倉北区西港町96番地の2	H32年 ～H33 (H36)
3	リサイクルセンター	新日明かんびん資源化センター建設事業	処理能力 52.5t/5h	北九州市小倉北区西港町97番地の3	H30年 ～H32
4	響灘東地区廃棄物処分場	響灘東地区廃棄物処分場建設工事	埋立容量 253万m ³	北九州市若松区響町二丁目4番地先	H32年 ～H33

(整備理由)

- 事業番号2：既存ごみ焼却施設が老朽化しているため、建替えを行い市内発生ごみの安定処理を図るもの。併せて災害対応力の強化と広域処理への対応を図る。
- 事業番号3：既存リサイクルセンターが老朽化しているため、建て替えを行うもの。
- 事業番号4：既存廃棄物処分場の残容量及び近年の年間廃棄物埋立量から、平成33年度には既存処分場が受入限界に達するため、新たな処分場を確保し、維持管理施設を設置する必要がある。そこで、新たな処分場の維持管理施設として排水処理施設の建設を行うもの。

イ 淨化槽の整備

浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 淨化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成23年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
1	浄化槽設置整備事業	3	30	62	H29～H33
	合計	3	30	62	H29～H33

(4)施設整備に関する計画支援事業

(3) ア 表4 の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	新日明工場建設に係る環境影響評価事業	環境影響評価	(H28)～H30
	新日明工場建設に係る技術検討会アドバイザリー業務事業	技術検討会アドバイザリー業務	(H28)～H29
	新日明工場建設に係るPFI導入可能性調査事業	PFI導入可能性調査	H29
	新日明工場建設に係るPFIアドバイザリー業務事業	PFIアドバイザリー業務	H30～H32
32	新日明かんびん資源化センター建設に係るPFIアドバイザリー業務事業	PFIアドバイザリー業務	H29～H30
33	響灘東地区廃棄物処分場に係る設計事業	響灘東地区廃棄物処分場の排水処理施設建設のための中仕切護岸等に係る設計事業	H31
		響灘東地区廃棄物処分場の排水処理施設建設に係る設計事業	H32

(6)その他の施策

その他、循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大への取り組み

■ 再生品の積極利用の促進

廃棄物のリサイクル等により製造された再生品について、市民の関心を高め、利用を促進す

るため、公共施設など市民の目に触れる機会が多い場所で、再生品の展示等を行う。

また、小売店等に対して、再生品の取り扱いを働きかけるなど、市民が再生品を購入しやすい環境の整備に努める。市民が古紙の分別に取り組んだ成果が市民の手元に戻る形で分かりやすく伝わる、再生トイレットペーパー「えこつぱー」の普及を図る。

■ グリーンコンシューマー推進懇談会

市民、事業者、行政などで構成する「北九州市グリーンコンシューマー推進懇話会」を中心として、ノーレジ袋運動や過剰包装の自粛、グリーン購入推進など、グリーンコンシューマーの育成を推進する。

■ 市民啓発

環境物品の需要の拡大を図るため、環境ミュージアムやエコタウンセンターの常設展示コーナーなどで市民や事業者に広く紹介する。

■ グリーン購入

「北九州市環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、市が調達する文具などの用品について、環境物品の導入促進を図る。また、社会状況等の変化に応じて、適宜、内容を見直す。

市の公共事業における建設資材について、経済性を加味しながら、再生資材の利用促進を図るとともに、公共事業の取組みをもとに、民間事業についても再生資材の利用を要請する。

■ 環境物品販売拠点の拡大・充実

市場・商店街等の協力を得て、環境物品の販売拠点の拡大・充実を図る。

■ 再生品の積極利用の促進と事業者の意欲的な取組みの共有

再生品を積極的に利用し、また、再生品を取り扱う事業者の拡大を図るため、その活動や取り組みを評価し、表彰などすることにより、市民・事業者に広く周知し、認知度を高めていく制度について、検討を進める。

環境配慮設計に基づく製品の開発、簡易包装やリサイクルに関する事業者の意欲的・画期的な取組みについても併せて情報を共有する仕組みづくりを検討する。

イ リサイクルの取り組みの推進及び普及・啓発

■ プラスチック製容器包装のリサイクルの推進

リサイクル可能なプラスチック製容器包装が家庭ごみとして出されており、分別協力率が50%を下回っていることから、プラスチック製容器包装に対する分別意識の向上とリサイクルの一層の推進を図るため、分別からリサイクル、製品の製造までを見学するバスツアーの実施など、分かりやすく効果的な周知等を行う。

また、「分別の取組みやすさ、わかりやすさ」を促進するため、従来の紙媒体に加え、動画で紹介するなど、広報を充実する。

■ かん、ペットボトルのリサイクル

かん、ペットボトルについては、近年、小売店の店頭等で回収している事例があるが、市況の変化に伴い中止される可能性もあることから、そのような事態に対応できるようリサイクル体制を維持することが必要である。

■ 紙パック、トレイのリサイクル促進

紙パック及びトレイの回収促進のため、市民周知や啓発に努めるとともに、スーパー・マーケット等の新設の際に回収ボックスの設置を働きかける。

また、小・中学校の生徒たちが分別した給食用牛乳パックを、市内の事業者がトイレットペーパーにリサイクルして学校に返す仕組みを構築する。この仕組みをさらに広げ、分別の成果が子どもたちに分かりやすく伝わることにより、家庭での分別促進にもつながるような取組みを今後も進める。

■ 家電リサイクルの推進

家電リサイクル法に基づき、家電のリサイクルが円滑に進むよう、適正なリサイクルや排出方法について、市民や事業者に対し周知、啓発する。さらに、適正処理の確保に向け、パトロールや立入検査などの強化に努める。

■ 小型電子機器のリサイクル

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)の施行に伴い、新たに開始した小型家電の分別・リサイクル事業の推進に向け、貴金属・レアメタルの効率的な回収による、高度なリサイクル体制の確立に努める。

現在 65 カ所ある回収拠点の増加など、市民がより利用しやすい回収体制の整備や、粗大ごみで収集した家電製品のリサイクル拡大などにより、回収強化を図っていく。

■ 古着の分別・リサイクル事業の推進

平成 26 年5月から、古着を主に自動車の内装材にリサイクルし、一部の再使用可能なものは衣類としてリユースされる分別・リサイクル事業を官民共同で開始した。

市民の利便性を高め、本事業を一層推進するため、市民センターでの回収など、地域が回収に取り組みやすくなる仕組みづくりを検討していく。

また、本市を中心とした古着の地域循環システムを確立するため、市民団体・事業者の活動や周辺都市とも連携しながら取組みを進める。

■ その他のリサイクルの促進

家庭から排出される蛍光管や、廃食用油、小物金属などのリサイクルを促進するため、スーパー・マーケットなどの新設の際に、回収ボックスの設置を働きかける。

また、事業者との協働により取り組んでいる使用済インクカートリッジのリサイクルを引き続き推進する。

■ 事業系古紙の回収促進

市場・商店街の古紙については、保管庫の貸与などにより、それぞれの単位で古紙を回収する拠点づくりを進める。

オフィス等の事業所については、事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」の

設置を促進する。

雑がみや機密古紙のリサイクル方法などを具体的に周知し、一層の資源化推進を図る。

また、小・中学校の生徒たちが分別した給食用牛乳パックを、市内の事業者がトイレットペーパーにリサイクルして学校に返す仕組みを構築する。この仕組みをさらに広げ、分別の成果が子どもたちに分かりやすく伝わることにより、家庭での分別促進にもつながるような取組みを今後も進める。

■ 古着リサイクル(制服・作業着など)の促進

古着リサイクル事業の意義を周知し、事業への参加を広く呼びかけることにより、事業所(オフィス・工場・小売店など)から排出される制服・作業着など、衣類・繊維類のリサイクルへの誘導を図る。

■ 事業系食品廃棄物の減量化・資源化

食品リサイクル法に基づき、平成27年7月に新たに策定された基本方針では、関係者それぞれが、適切な役割分担の下で連携しつつ、食品循環資源の再生利用の促進などに積極的に参加することの必要性とともに、食品関連事業者は、その事業活動で発生する食品循環資源の再生利用などの促進にあたって主導的な役割を担う責務があることが示された。

食品廃棄物については様々な課題があるが、食品廃棄物に関わる各主体が問題意識を共有しながら、削減の取組みを強化できるよう、「残しま宣言」や食品リサイクル等を推進する。

ウ 不法投棄対策

■ 不法投棄防止に向けた取組み

不法投棄通報員制度、不法投棄防止監視カメラの設置、パトロールの実施、看板や広報誌等による啓発により、引き続き、不法投棄の未然防止・早期発見に努める。

■ 警察等関係機関との連携強化

警察や海上保安部等の関係機関と「北九州市廃棄物不法処理防止地域連絡協議会」を定期的に開催し、情報交換等を行ながら、連携強化を図る。

悪質な不法投棄については、警察等の関係機関と連携して、投棄物の撤去や原因者の書類送致など厳正に対処する。

エ 適正処理と安全・安心の確保

■ 無許可業者対策

許可を有しない不用品回収業者に対する指導を行い、法に則った適正な廃棄物処理の確保に努める。インターネットなどに無許可業者の情報が掲載されている状況も見受けられることから、今後も監視・指導体制を維持し、引き続き対策を講じていく。

■ 災害廃棄物の対策

大規模、広範囲に及ぶ災害によって、市内でごみやし尿が大量に発生し、また、ごみ処理施設の被災によって、ごみ処理事業が中止または縮小を余儀なくされる事態が想定される。

このような状況においても迅速で適正な処理を確保するため、国・県などと情報を共有しながら、国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づく災害廃棄物処理計画を策定し、実効的な運用を進めていく。処理計画の策定にあたっては、広域的な自治体間の連携や、廃棄物・建設関連事業者との連携についての検討が必要である。また、工業都市である本市の特性を踏まえ、有害性・危険性のある災害廃棄物となりうるものについて、あらかじめその所在を把握し、災害時の発生量・性状を想定した上で、その情報を関係者と共有し、適切な処理方法を検討する。

■ 水銀・PCBを含む廃棄物の対策

「水銀に関する水俣条約」の発効に向け、水銀廃棄物の処理などに関する法整備が進められており、本市においても、今後の国の動向を注視しながら、水銀廃棄物の処理などに適切に対応していく。また、PCB廃棄物については、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく取組みを着実に推進する。

才 廃棄物処理における低炭素化・自然共生の推進

■ 低炭素化の推進

ごみの減量等に伴い機動的に回収ルートを見直すことによる走行距離の抑制や、収集車両の燃費の向上に努める。

ごみ処理部門の温室効果ガス排出量では、プラスチック類の焼却に起因するものが大半を占めるため、プラスチック製容器包装の資源化に努め、プラスチック類の焼却量を抑制する。

また、ごみ処理施設の省エネ対策による効率化及びエネルギー回収量の増強に努めるとともに、廃棄物発電については、地域のエネルギー施設などの活用による、自立・分散型のエネルギー供給体制の構築と連携した取組みを推進する。

さらに、廃棄物処分場における重機の燃費改善や、排水処理施設の省エネなどに努める。

温室効果ガス排出量の削減については、民間廃棄物処理施設も含めて総合的に検討を進めていく。

■ 低炭素社会の進行に対応した廃棄物処理体制の構築

今後予想される再生可能エネルギー設備の大量廃棄に備え、太陽光パネルのリサイクルシステムの構築など、資源の有効活用と適正処理の確保に取り組む。

また、次世代自動車の増加や新たな部品・素材の使用が拡大する状況を踏まえ、レアメタルや炭素繊維強化プラスチックのリサイクルの研究などに取り組む。

■ 自然共生の推進

ごみ処理施設や最終処分場の整備・利用にあたっては、周辺の生活環境の保全や自然環境との共生に努める。また、里地里山の再生を図るため、市内森林の適正管理、放置竹林伐採を行い、その際に生じる間伐材、伐採竹などはバイオマス資源としての利用を推進する。

■ バイオマス資源の利活用

家庭で使用した廃食用油から生成したバイオディーゼル燃料(BDF)の利活用を推進するため、市民周知や啓発に努めるとともに、スーパー等の新設の際に回収ボックスの設置を働きか

ける。また、生ごみの堆肥化や剪定枝のチップ化なども一層推進し、資源循環を目指す。生ごみについては、都市部と農村部の地域特性を活かし、堆肥から作られた農作物などがレストランやスーパー・マーケットなどで利用されるような循環圏の構築を、民間事業者や周辺自治体と連携しながら進める。

また、下水汚泥から石炭などの代替燃料を製造し、市内で利用する事業を推進する。新たな取組みとして、前項「自然共生の推進」に示した間伐材、伐採竹の他、建設廃材などの地域の資源を市内のバイオマス発電に活用することで、資源の地域循環、低炭素化、里地里山の保全に加え、地域経済の活性化の達成に向けた検討を進める。

力 海岸漂着物等の処理

■ 市内海岸に漂着する廃棄物の対策

海岸管理者と連携して、海岸のパトロールや漂着廃棄物の適正処理を行うとともに、市民の安全確保を図るため、市政だよりや環境情報誌「ていたんプレス」などにより、適宜、市民への注意喚起を行う。

■ 国際的な取組みの推進

漂着した廃棄物の発生源が海外である場合も多いことから、本市の国際協力の中でも対策等を取り上げるとともに、国に対して特段の財政措置の実施や問題解決に向けた国際協力の推進など、引き続き要望していく。

キ まち美化対策の推進

■ まち美化意識の向上

市民、事業者、行政が協力・連携し、毎年度春・秋に実施している「クリーン北九州まち美化キャンペーン」や「清潔なまちづくり週間」事業など、引き続き、既存の施策の強化を図るとともに、より実効性の高い取組みについて検討する。

また、ポイ捨ての実態把握と分析を定期的に実施するとともに、その結果を市民に公表し、市民のまち美化意識の高揚を図る。

■ 市民活動の促進

まち美化活動団体や花づくり団体、事業者などとの連携を強め、その活動を支援することにより、地域の道路、公園、河川、海浜等の清掃など、市民の自主的なまち美化活動の輪を拡大する。

東日本では国内起因の漂着物が主との報告もあり、本市の散乱ごみ等も流出し、漂着物となっているおそれがある。河川・海浜清掃、散乱ごみの撤去やポイ捨て防止に向けたまち美化活動は、流出防止策にも効果を上げることになる。

ク その他

■ 研究機関の集積

廃棄物処理やリサイクルの技術・方法等について、より一層の事業化・高度化を図るため、北九州学術研究都市など市内の大学や研究機関等と連携しながら、廃棄物処理・リサイクルに関する研究や専門家育成に関する機関の集積を図るとともに、国の機関とも連携を図る。

■ 環境産業の創出・育成・支援

これまでのエコタウン事業の実績を踏まえ、次の事業展開について調査・検討を行い、エコタウン事業をさらに拡大・発展させることが必要である。

技術開発支援や社会システムの整備を通じ、既存のエコタウン事業の支援や新たなリサイクル産業の創出を進め、リサイクル産業をはじめとした環境産業の競争力の強化を図る。エコタウン事業の取組みについて、国内に留まらず海外も視野に入れて情報発信する。

さらなる環境産業の振興について、共に考え共に行動する場として設置された「北九州市環境産業推進会議」を中心に、事業者、学術機関、行政などが連携して、リサイクル産業の高度化を推進する。

また、地域の課題に地域で取り組むソーシャルビジネスなど、環境分野について新たな可能性を拓く産業の育成も検討する。

■ 環境分野における技術開発の促進

既存産業間での廃棄物の有効利用や民生利用を含めた未利用エネルギーの利用促進に向け、北九州学術研究都市との連携やエコタウン実証研究エリアの活用、環境未来技術開発助成事業による支援などにより、廃棄物の処理やリサイクルに関する技術に加え、新エネルギーの導入や省エネルギーの普及に向けた研究開発などを推進する。

■ 産業の環境化

環境に配慮した製品・技術・サービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、その拡大・浸透を図っていく。

事業者が環境への取組みを効果的・効率的に行うための環境経営システムである「エコアクション21」の取得を支援することにより、市内産業の環境経営を促進する。

■ 環境国際協力・ビジネスの促進

これまで環境国際協力で培ってきたアジア諸都市とのネットワークを活用し、アジア低炭素化センターを中心、本市及び市内事業者が保有している廃棄物処理・リサイクルの技術や人材等をパッケージ化して技術・経済交流を進めることで、現地の環境改善や資源循環・低炭素化社会の構築を通じて、本市の経済の活性化を図る。

4 計画のフォローアップと事後評価

個別事業が計画通り進捗しているかだけでなく、どの程度成果が上がっているのかについても点検・評価を行い、施策の改善につなげていく。

また、点検・評価は、市民や学識経験者等の意見を聞きながら行うとともに、その結果は市民に分かりやすい形で公表する。

計画の進捗状況を勘案しつつ、必要に応じて、福岡県及び国と意見交換を行いながら、計画の見直しを行う。

【北九州市 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧】

◎ 循環型社会形成推進地域計画

- | | |
|--------|----------------------|
| (添付資料) | 別添 1 対象地域図(地域内施設の現況) |
| | 別添 2 目標の設定に関するグラフ |
| | 別添 3 分別区分説明資料 |
| | 別添 4 現有処理施設の概要 |

- | |
|-------------------------------|
| ○ 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 |
| ○ 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2 |
| ○ 様式 3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧 |

◇ その他参考資料として以下のものを添付。

使用する様式	対象とする施設
参考資料様式 1 施設概要(リサイクル施設系)	(仮称)新・日明かんびん資源化センター
参考資料様式 6 計画支援概要	
参考資料様式 2 施設概要(熱回収施設系)	(仮称)新・日明工場
参考資料様式 6 計画支援概要	
参考資料様式 3 施設概要(最終処分場系)	響灘東地区廃棄物処分場
参考資料様式 6 計画支援概要	
参考資料様式 5 施設概要(浄化槽系)	浄化槽設置

※1 補足資料として、「響灘東地区処分場位地図」を添付。

※2 補足資料として、「皇后崎工場の長寿命化計画」を添付。

北九州市 一般廃棄物処理施設 位置図

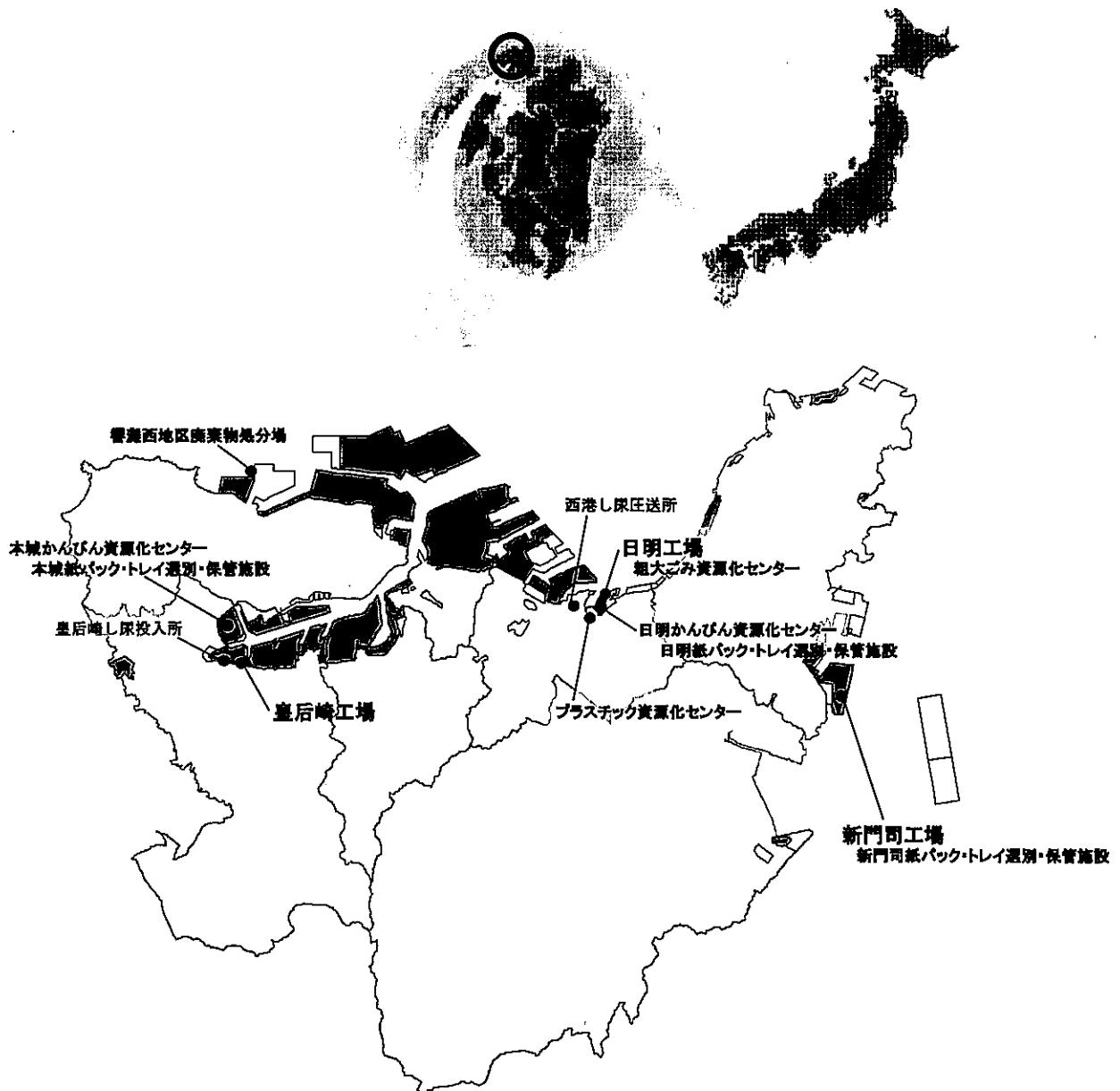
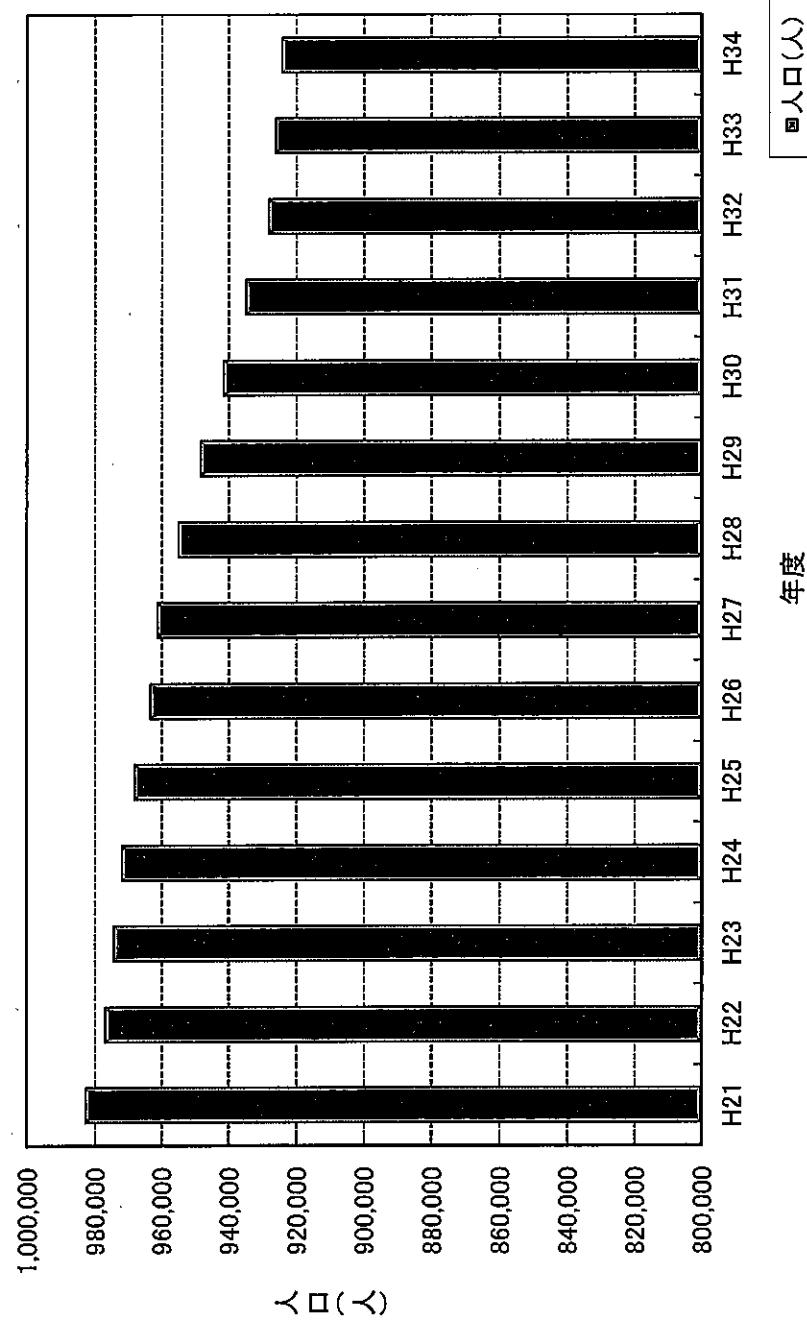


図1 地域の人口の現状と予測



年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
人口(人)	982,805	976,846	971,788	974,287	968,122	963,259	961,286	955,104	948,392	941,681	934,969	928,258	926,250	924,242
前年度比	▲0.61%	▲0.26%	▲0.25%	▲0.38%	▲0.50%	▲0.20%	▲0.64%	▲0.70%	▲0.71%	▲0.71%	▲0.72%	▲0.22%	▲0.22%	▲0.22%

別添2-2

図2 ごみの排出量の現状と目標

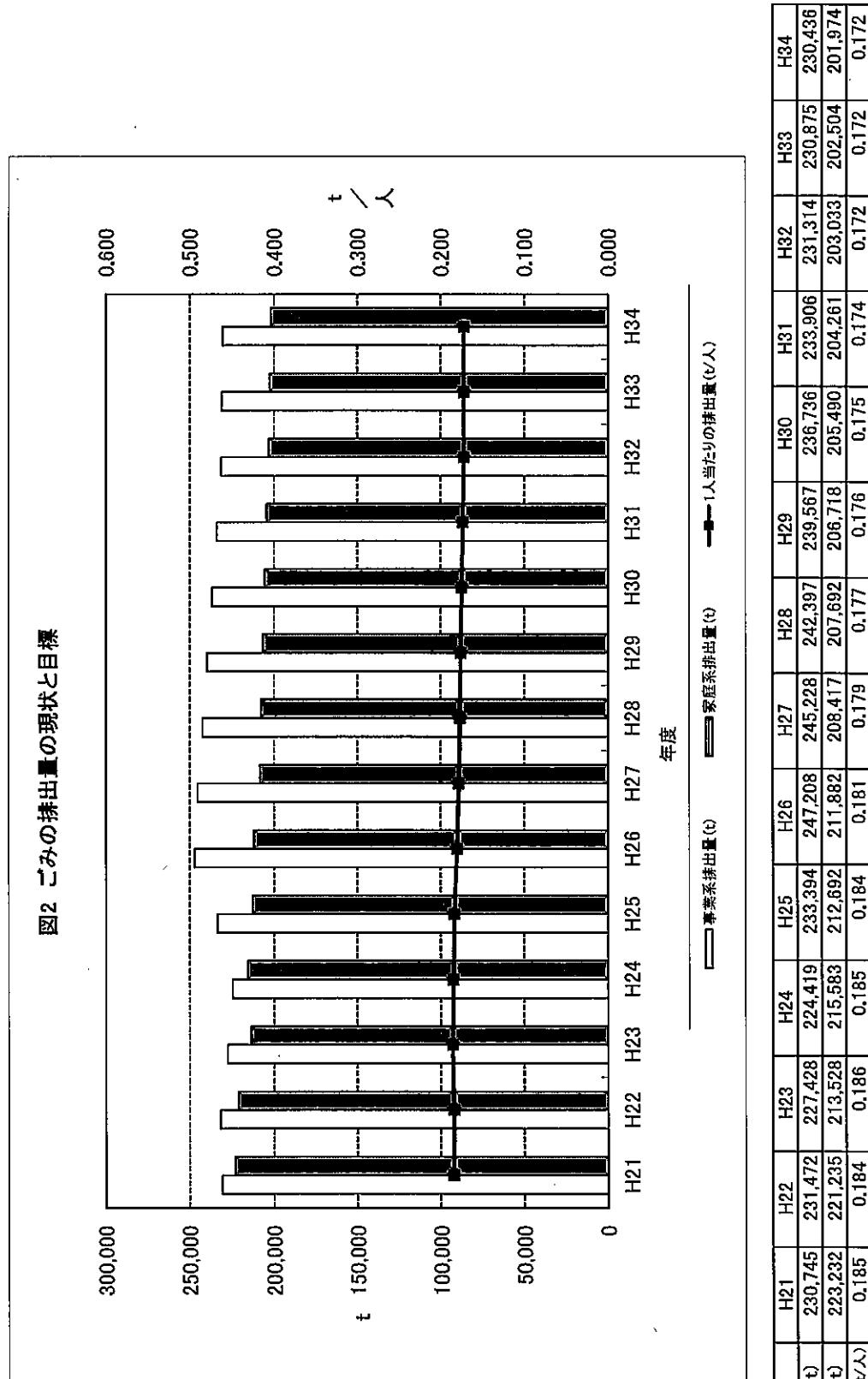
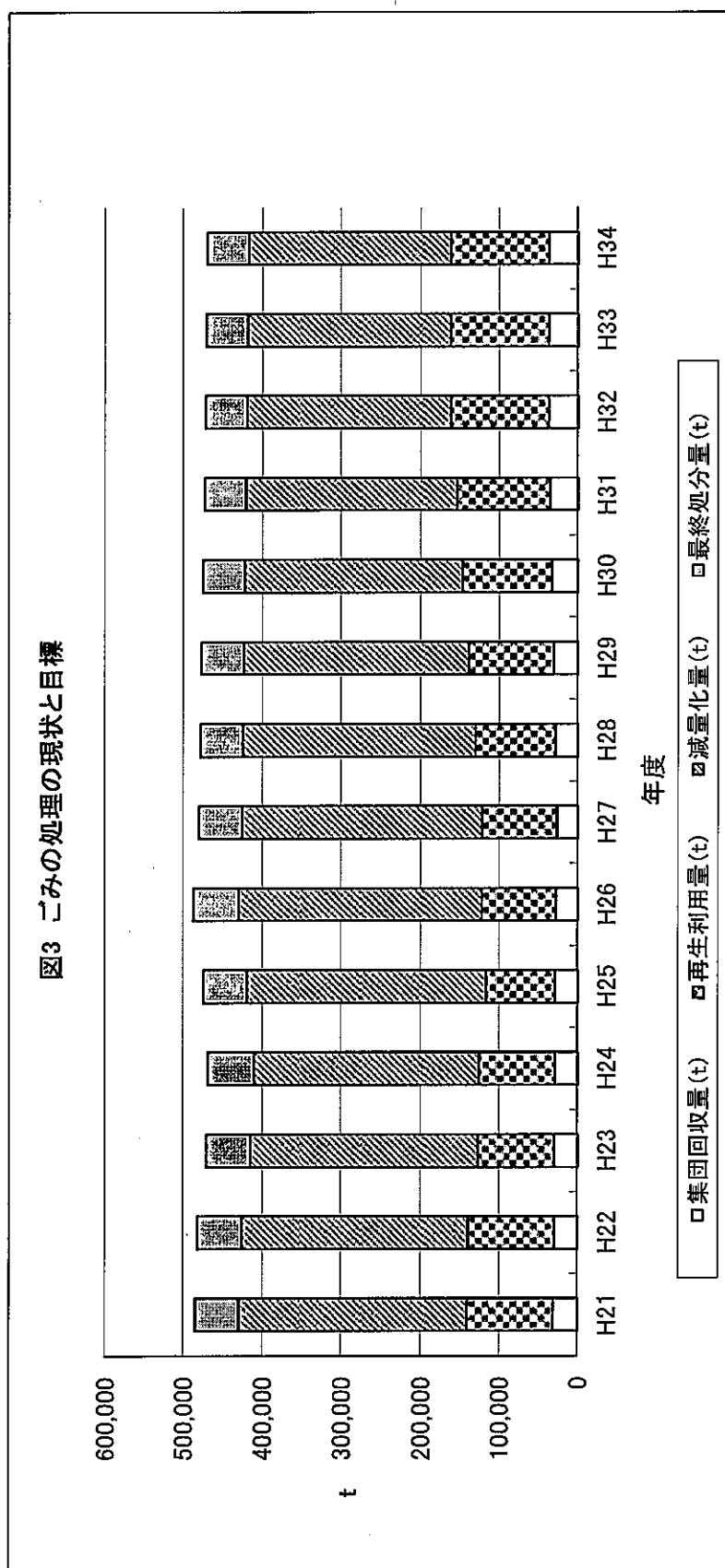


図3 ごみの処理の現状と目標



年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
集団回収量(t)	30,643	29,621	29,271	28,877	28,703	27,674	26,137	28,342	30,547	32,752	34,957	37,162	37,078	36,995
再生利用量(t)	110,105	109,809	97,474	96,320	87,781	94,558	95,639	101,680	107,720	113,506	119,293	125,318	124,819	124,320
減量化量(t)	288,691	285,674	288,077	284,576	302,566	307,719	303,551	294,382	284,993	275,635	266,277	256,891	256,537	256,184
最終処分量(t)	55,181	57,224	55,405	59,106	55,739	56,813	54,455	54,028	53,572	53,084	52,597	52,138	52,022	51,906

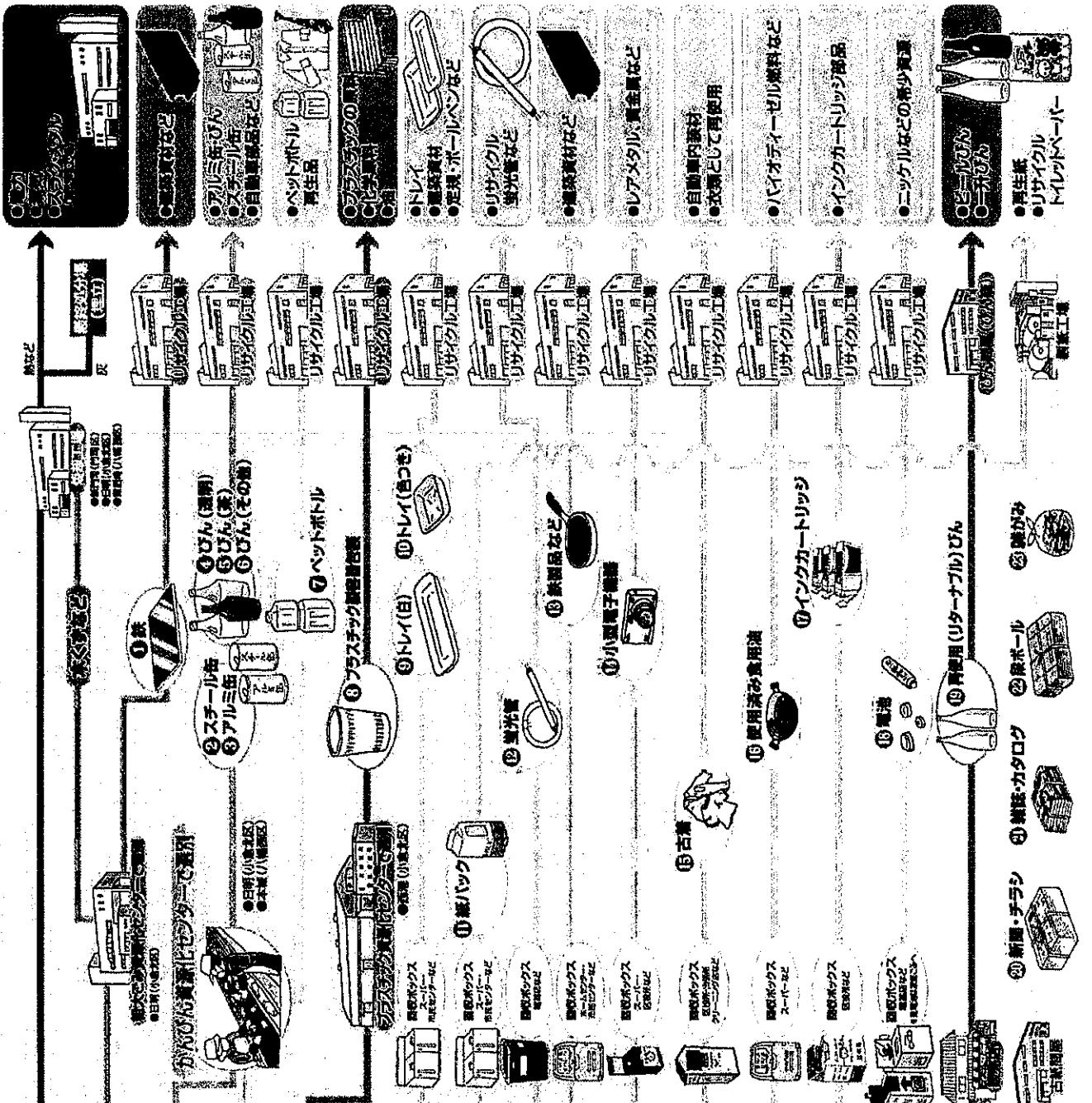
皆さんのが分別するもの

専門の施設にまめでさらば分別 [23のリサイクル品目に分別]

リサイクル製品など



立派なゴミ



ルールを守って分別し、残り物の資源を大切にしよう。

「資源」と「リサイクル」は「6大元素」

計画地域内の施設概要

1. 一般廃棄物処理施設

(ア) 焼却・破碎処理施設

名称	敷地面積 (m ²)	建物面積 (m ²)	建設年月	建設費 (百万円)	型式	処理能力	排ガス処理	備考
新門司工場	51,038	23,952	H19年3月	22,900	連続運転式ごみ焼却施設(シャフト式ガス化溶融炉)	720t/日 (240t×3炉)	乾式有害ガス除去装置 (バグフィルタ)・触媒反応塔	発電:自家消費及び売電【23,500kW】 蒸気:場内および新門司環境センターの空調・給湯。
日明工場	33,933	15,726	H3年3月	12,500	連続運転式ごみ焼却炉(ストーカー式)	600t/日 (200t×3基)	乾式有害ガス除去装置 (バグフィルタ)	発電:自家消費及び売電【6,000kW】 蒸気:場内空調・給湯。
日明工場 粗大ごみ資源化センター	33,933 (併設の 日明工場 敷地面積)	4,259	H4年5月	2,740	回転式破碎機 剪断式破碎機	回転式破碎機 150t/5h 剪断式破碎機 50t/5h	サイクロンバグフィルタ併用及び湿式集じん機	鉄回収装置 磁選機 6t/h 風力式鉄精選装置 防爆対策として、焼却工場の蒸気を利用
皇后崎工場	40,925	27,719	H10年6月	34,500	連続運転式ごみ焼却炉(ストーカー式)	810t/日 (270t×3基)	乾式有害ガス除去装置 (バグフィルタ)	発電:自家消費及び売電【24,240kW】※スーパーごみ発電システム 蒸気:場内空調・給湯、皇后崎環境センター給湯、東折尾地区熱供給システムへ蒸気供給(H13~)

(イ)資源化施設

名称	敷地面積 (m ²)	建物面積 (m ²)	建設年月	建設費 (百万円)	処理能力	特徴	備考
日明かんびん資源化センター	33,933 (併設の日明工場敷地面積)	2,377	H5年7月	890	52.5t/5h (26.25t/5h × 2系列)	ガラスびんの選別処理(3色)による再資源化。破袋機、スチールかん選別機、アルミかん選別機等の導入による作業の自動化。ペットボトルの減容・再資源化。 スチールかん選別機 1.5t/h(2基) 手選別コンベア 6t/h(2基) アルミかん選別機 0.5t/h(2基)	日明工場でのごみ発電電力の利用 (併設建物) 835 m ³
日明紙パック・トレイ選別保管・施設	33,933 (併設の日明工場敷地面積)	90	H12年7月	—	90m ² (保管施設建物面積)	紙パックの保管 トレイの保管及び手選別(白トレイ及び色トレイを選別)	日明工場敷地内の日明かんびん資源化センターと併設
本城かんびん資源化センター	17,000	3,250	H9年10月	1,800	63t/5h (31.5t/5h × 2系列)	ガラスびんの選別処理(3色)による再資源化。破袋機、除袋機、スチールかん選別機、振動篩機、アルミ選別機等の導入による作業の自動化。ペットボトルの減容・再資源化。 スチールかん選別機 1.5t/h(2基) 手選別コンベア 6t/h(2基) 振動篩機 0.5t/h(2基) アルミかん選別機 0.5t/h(2基)	
本城紙パック・トレイ選別保管・施設	17,000 (併設の本城かんびん資源化センター敷地面積)	90	H12年7月	—	90m ² (保管施設建物面積)	紙パックの保管 トレイの保管及び手選別(白トレイ及び色トレイを選別)	本城かんびん資源化センターと併設

プラスチック資源化センター	10,006	3,090	H19年2月		60 (t/日)	PFI事業として実施し、施設建設及び15年間(平成19~33年度)の運営・維持管理全てを民間事業者が一体的に行っている。破袋機、搖動式選別機等の導入による作業の簡易化。プラスチックの減容・再資源化。 破袋機 5t/h(1基) 搖動式選別機 5t/h(1基) 圧縮梱包機 4.3t/h(1基) フィルム手選別コンベア 2.7t/h(1基) ボトル手選別コンベア 2.3t/h(1基)	契約事業者:日本資源流通株式会社 所有権:敷地・工場建屋・設備の全て民間所有
新門司紙パック・トイレ選別・保管施設	51,038 (併設の新門司工場敷地面積)	252	H26年3月	111	252m ² (保管施設建物面積)	紙パックの保管 トレイの保管及び手選別(白トレイ及び色トレイを選別)	

(ウ)埋立処分場

名称	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	埋立開始	区分	管理	埋立廃棄物
響灘西地区廃棄物処分場	573,000	7,150,000	H10年10月	公有水面	一般廃棄物:委託 産業廃棄物:民間処分業者	市内で発生する不燃性などの一般廃棄物、産業廃棄物及び土砂。

2. 生活排水処理施設

区分	名称	敷地面積 (m ²)	建物面積 (m ²)	建設年月	建設費 (千円)	消化方式	処理能力 (kl/日)	二次処理
投入施設	皇后崎し尿投入所	3228	842	H56年3月	382,000		500	皇后崎浄化センター施設併用 圧送距離 450m
圧送施設	西港し尿圧送所	5,294	610	H7年3月	358,070		250	日明浄化センターへ 圧送距離 3,000m

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成29年度）

1 地域の概要

(1)地域名	北九州市	(2)地域人口	956,364人(平成28年11月1日現在の推計人口)	(3)地域面積	491.95km ²
(4)構成市町村等名	北九州市	(5)地域の要件	□ 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村	設立されていない場合、今後の見通し			
	②設立(予定)年月日：				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況 現況					目標	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
排出量	事業系 総排出量(トン) 1事業所当たりの排出量(トン/年新) うち、事業系 ごみ処理量(トン) 家庭系 総排出量(トン) 1人当たりの排出量(トン/人) うち、家庭系 ごみ処理量(トン) 1人1日当たりのごみ量(グラム/人・日)	227,428 4,758 【168,373】 213,528 0.186 181,171 509.5	224,419 4,695 【171,917】 215,583 0.185 179,985 507.4	233,394 4,883 【186,507】 212,692 0.184 178,303 504.6	247,208 5,172 【198,443】 211,882 0.181 173,999 494.9	245,228 5,131 【192,958】 208,417 0.179 171,703 489.4	230,436(▲6.0%) 4,821(▲6.0%) 【163,769】(▲20.3%) 201,974(▲3.1%) 0.172(▲3.9%) 159,115(▲7.3%) 471.7(▲3.6%)
再生利用量	合計 事業系家庭系排出量合計(トン) 直接資源化量(トン) 総資源化量(トン) リサイクル率(%) 熱回収量(年間の発電電力量 MWh) 中間処理による減量化量(中間処理前後の差 トン) 最終処分量 埋立最終処分量(トン)	440,956 72,308 (16.4%) 126,745 (28.7%) 27.0 192,217 288,077 55,405	440,002 69,261 (15.7%) 125,197 (28.5%) 26.7 214,090 284,576 59,106	446,086 62,359 (14.6%) 116,484 (26.1%) 24.5 201,162 302,566 55,739	459,090 68,137 (14.8%) 122,232 (26.6%) 25.1 219,167 307,719 56,813	453,645 70,450 (15.5%) 121,776 (26.8%) 25.4 208,189 303,551 54,455	432,410(▲4.7%) 99,487 (23.0%) 161,315 (37.3%) 34.4 181,010 256,184 (59.2%) 51,906 (12.0%)

※ 告合は、排出量は、H27年度に対する割合、その他は、総排出に対する割合。

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	
焼却		連続燃焼式機械炉	有	720t/24h	H19.3	
焼却		連続燃焼式機械炉	有	600t/24h	H3.3	
焼却	北九州市	連続燃焼式機械炉	有	810t/24h	H10.7	
粗大破砕		破碎・磁選	有	150t/5h, 50t/5h	H4.5	H32.9
リサイクル		粗選・選別・減容・資源化	有	52.5t/5h	H5.7	52.5t/5h
リサイクル		粗選・選別・減容・資源化	有	63t/5h	H9.4	本城川川流清浄センター

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止予定年月	型式及び処理方式	施設竣工予定期	
リサイクル		選別・保管	無		H12.7	H24～	老朽化及容量不足	手選別	H25	新門司地区雨水処理施設
リサイクル		選別・保管	無		H12.7					日隈地区雨水処理施設
リサイクル	北九州市	選別・保管	無		H12.7					本郷地区雨水処理施設
最終処分		埋立(公有水面)	有	7,150千m ³	H10.10					野球地区雨水処理施設
最終処分		埋立(公有水面)	有	2,530千m ³	H34.4		容量不足		H34.3	豊満地区雨水処理施設
リサイクル	民間(PFI)	選別・減容・貯留	有	60t／日	H19.2					万代地区雨水処理施設
投入施設	北九州市	投入	無	500kL／日	S56.3					皇后崎し尿投入所
圧送施設		圧送	無	250kL／日	H7.3					西港し尿圧送所

※ 資料として計画地域内の施設の状況を地図上に示したものと添付する(別添1)。また、現有施設の概要を添付する(別添4)。

4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現況				目標
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
総人口	984,302	981,174	977,465	971,795	966,938 未定
公共下水道	污水衛生処理人口 污水処理人口普及率	976,434 99.2%	973,452 99.2%	969,825 99.2%	964,303 99.2% 959,805 99.3% 未定 937,243 99.4%
集落排水施設等	污水衛生処理人口 污水処理人口普及率	335 0.03%	325 0.03%	319 0.03%	313 0.03% 298 0.03% 未定 292 0.03%
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口 污水処理人口普及率	477 0.05%	535 0.05%	536 0.06%	520 0.05% 396 0.04% 未定 377 0.04%
未処理人口	污水衛生未処理人口	7,056	6,862	6,785	6,659 6,439 未定 4,988

5. 処理槽の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定期数の内容	備考
		基數	処理人口	開始年月		
浄化槽設置事業	北九州市	264	539	平成元年	30 62 平成34年	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成29年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間	経事業費(千円)						支付対象事業費(千円)	備考	
					単位	開始	終了	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
○廃棄物処理施設に関する事業					3,269,932	0	0	2,000,000	1,000,000	269,932	3,215,945	0	- 2,000,000 1,000,000 215,945
エネルギー回収型廃棄物処理施設(新日明工業)建設事業	2	北九州市	600 t/日	H32.(H36)	269,932	0	0	0	0	269,932	215,945	0	- 0 0 0 215,945
マテリアルサイクル推進施設(新日明かんぶん資源化センター)建設事業	3	北九州市	52.5 t/5h	H30 H32	3,000,000	0	0	2,000,000	1,000,000	0	3,000,000	0	- 0 2,000,000 1,000,000 0
○廃棄物最終処分場の新設事業					3,737,800	0	0	0	650,100	3,087,700	2,218,739	0	- 0 0 0 412,280 1,806,459
最終処分場(警護施設区検査物処分場)建設工事	4	北九州市	253 万m ³	H32 H33	3,737,800	0	0	0	650,100	3,087,700	2,218,739	0	- 0 0 0 412,280 1,806,459
○浄化槽に関する事業					12,420	2,484	2,484	2,484	2,484	12,420	2,484	2,484	- 2,484 2,484
浄化槽設置整備事業	1	北九州市	30 基	H29 H33	12,420	2,484	2,484	2,484	2,484	12,420	2,484	2,484	- 2,484 2,484
○施設整備に関する計画支援に関する事業					226,043	61,241	25,252	54,000	85,550	0	226,043	61,241	- 25,252 54,000 85,550 0
エネルギー回収型廃棄物処理施設(新日明工業)建設事業	31	北九州市	H29 (H32)	H30	85,670	41,250	18,170	21,000	5,250	0	85,670	41,250	18,170 21,000 5,250 0
マテリアルサイクル推進施設(新日明かんぶん資源化センター)建設事業	32	北九州市		H29 H30	27,073	19,991	7,082	0	0	0	27,073	19,991	7,082 0 0 0
最終処分場(警護施設区検査物処分場)に係る設計事業	33	北九州市		H31 H32	113,300	0	0	33,000	80,300	0	113,300	0	- 0 33,000 80,300 0
合計					7,246,195	63,725	27,736	2,056,484	1,738,134	3,360,116	5,673,147	63,725	- 27,736 2,056,484 1,500,314 2,024,888

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別 事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		事業計画				備考
				開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
11	処理手数料の有料化	○事業系一般商業物の機械工場への搬入手数料の改定 ○家庭ごみ手数料を減量効果が期待できる水準への改定と資源化物に有料化制度の導入	北九州市	H16						
12	環境教育	○効果的な市民啓発と情報提供の充実 ○持続可能な開発のための教育(ESD)の推進 ○環境学習の推進 ○3E活動推進表彰の実施 ○ごみ出しルールの徹底とごみ減量・資源化の推進	北九州市	H18						
13	発生抑制・再使用の推進に関するもの	○事業系ごみの実態把握 ○事業系ごみの質量化に関する計画量の策定対象事業所 ○事業系ごみの処理に関するマニュアルの策定と説明会等の実施 ○生ごみ(厨芥類)の減量化・資源化	北九州市	H2						
		○古紙リサイクルの推進 ○地域活性化(メニュー選択方式)市民環境活動推進事業	北九州市	H6						
14	助成		北九州市	H14						

施設種別	事業番号	施設の名称	施設の内容	実施主体	事業期間 交付期間 開始 終了	事業計画				備考
						平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
15	リデュース	○リデュースの促進		北九州市	H4					
16	再使用	○リユースの促進		北九州市	H28 (古着)					
17	生活排水対策	○生活排水処理施設の整備 ○廃棄物の処理 ○災害廃棄物の対策		北九州市	S38					
21	家庭ごみ処理体制対策	○ごみ処理施設の機能維持・向上 ○原生資源分構の確保 ○燃焼灰の資源化の推進 ○大規模災害への対応		北九州市	H18					
22	事業系一般廃棄物の 処理体制対策	○事業系ごみの市販収集の原則廃止 ○古紙・木材の市販工場への搬入禁止 ○市販工場の搬入手数料の引き上げ ○大規模事業所等への指導の強化と対象の拡大を 検討		北九州市	H16					
23	一般廃棄物処理施設 で併せて処理する産業廃棄物対策	○併せた施設の減量・リサイクルの推進		北九州市	H16					
24	生活排水対策	○浄化槽の整備		北九州市	S38					

施策種別 事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要否	事業計画				備考
				開始	終了		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
1	浄化槽設置整備事業	○浄化槽設置整備事業	北九州市	H29	H33	○	新規工事	新規工事	新規工事	新規工事	平成35年度
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設(新日本明工場)建設事業	○老朽化した日明工場について、同敷地内で建て替えを実施する。	北九州市	H32 (H36)	H33	○	新規工事	新規工事	新規工事	新規工事	H32~36年度:新日明建設 関連事業31
3	マテリアルサイクル推進施設(新日本明かんぶん資源化センター)建設事業	○老朽化した日明かんぶん資源化センターにて、建て替えを実施する。	北九州市	H30	H32	○	新規工事	新規工事	新規工事	新規工事	H32~36年度:新日明建設 関連事業32
4	最終処分場(笠置東地区廃棄物処分場)建設工事	○豊岡東地区経営物処分場(平成34年度開場予定)に係る中仕切崖岸および排水処理施設の建設を行う。	北九州市	H32	H33	○	新規工事	新規工事	新規工事	新規工事	新規工事
31	エネルギー回収型廃棄物処理施設(新日本明工場)建設事業	日明工場建て替えに係る調査等、環境影響評価、技術検討会アドバイザー、PFI導入可能性調査、PFIアドバイザー	北九州市 (H28)	H32	H32	○	新規工事	新規工事	新規工事	新規工事	新規工事
32	マテリアルサイクル推進施設(新日本明かんぶん資源化センター)建設事業	日明かんぶん資源化センター建て替えに係る調査 (PFIアドバイザー)	北九州市	H29	H30	○	新規工事	新規工事	新規工事	新規工事	新規工事
33	最終処分場(笠置東地区廃棄物処分場)建設工事	豊岡東地区廃棄物処分場(平成34年度開場予定)に係る設計業務	北九州市	H31	H32	○	新規工事	新規工事	新規工事	新規工事	新規工事

事業種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間 開始 終了	交付金 必要否	事業計画				備考
							平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
	41	再生利用品の需要拡大への取り組み	○再生品の種様利用の促進 ○クリーンコンシャンスマート推進懇談会 ○市民啓発 ○環境物販売店との協力・充実 ○再生品の種様利用の促進と事業者の意識的な取組みの共有	北九州市	H6						
	42	リサイクルの取り組み リサイクルの推進及び普及・啓発	○プラスチック製容器包装のリサイクルの推進 ○紙パック、ペットボトルのリサイクル促進 ○家庭用リサイクルの推進 ○小型電子機器のリサイクル事業の推進 ○古着の分別・リサイクル事業の推進 ○事業系古紙の回収促進 ○古着リサイクル制度・商業施設などの促進 ○事業系食品廃棄物の減量化・資源化	北九州市	H6						
	43	不法投棄対策	○不法投棄防止に向けた取組み ○警察等係業者の対策 ○水銀・PCBを含む廃棄物の対策	北九州市	H12						
その他	44	適正処理と安全・安心の確保	○無許可業者対策 ○災害廃棄物の対策 ○水銀・PCBを含む廃棄物の対策	北九州市	H25						
	45	廃棄物処理における 低炭素化・自然共生の推進	○低炭素化の推進 ○低炭素社会の進行に対応した廃棄物処理体制の構築 ○自然共生の推進 ○ハイカーズ資源の利活用	北九州市	H23						
	46	海岸漂着物等の処理	○低炭素化の推進 ○市民活動の対策 ○国内外に漂着する廃棄物の対策	北九州市	H13						
	47	まち美化対策の推進	○まち美化意識の向上 ○市民活動の促進	北九州市	H13						
	48	その他	○研究機関の連携 ○環境政策の創出・育成・支援 ○環境分野における技術開発の促進 ○商業施設の環境化・ビジネスの促進	北九州市	H13						

【参考資料様式1】

施設概要(リサイクル施設系)

都道府県名 福岡県

(1)事業主体名	北九州市
(2)施設名称	(仮称)新・日明かんびん資源化センター
(3)工期	平成30年度～平成32年度
(4)施設規模	処理能力 52.5t/5h
(5)処理方式	磁選・選別・減容・資源化
(6)地域計画の役割	リサイクルの促進
(7)廃焼却施設解体工事の有無	有 無

「廃棄物原料化施設」を整備する場合

(8)生成する原材料及びその利用計画	
--------------------	--

「ごみ固体燃料化施設」を整備する場合

(9)固体燃料の利用計画	
--------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10)ストック対象物	
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11)容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

(12)事業計画額	3,000,000千円
-----------	-------------

【参考資料様式6】

計画支援概要

都道府県名 福岡県

(1)事業主体名	北九州市
(2)事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため
(3)事業名称	新日明かんびん資化センター建設事業
(4)事業期間	平成 29 年度～平成 30 年度
(5)事業概要	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る調査 (PFI アドバイザリー)

(6)事業計画額	27,073 千円
----------	-----------

【参考資料様式2】

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 福岡県

(1)事業主体名	北九州市		
(2)施設名称	(仮称)新・日明工場		
(3)工期	平成32年度～平成36年度		
(4)施設規模	処理能力 最大 600 t／日 (200 t／日 × 3炉)		
(5)形式及び処理方式	連続燃焼式機械炉		
(6)余熱利用の計画	1. 発電の有無	有	(発電効率 未定 %)・無
	2. 热回収の有無	有	(発電効率 未定 %)・無
(7)地域計画内の役割	安定的なごみ処理体制の確保		
(8)廃焼却施設解体工事の有無	有	無	(工場建設完了後、現日明工場の解体予定有)

「灰溶融施設」を整備する場合

(9)スラグの利用計画	
-------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10)発生ガス回収効率 及び発生ガス量	
(11)回収ガスの利用計画	

(12)事業計画額	269,932 千円 (建設に係る全体の事業は 31,924,200 千円を想定、うち平成33年度の予定が 269,932 千円)
-----------	----------------------------------------------------------------------

【参考資料様式6】

計画支援概要

都道府県名 福岡県

(1)事業主体名	北九州市
(2)事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため
(3)事業名称	一般廃棄物処理施設整備事業
(4)事業期間	平成 28 年度～平成 32 年度
(5)事業概要	焼却施設整備に係る調査等 (環境影響評価、技術検討会アドバイザリー、PFI 導入可能性調査、PFI アドバイザリー)

(6)事業計画額	85,670 千円
----------	-----------

【参考資料様式3】

施設概要(最終処分場系)

都道府県名 福岡県

(1)事業主体名	北九州市		
(2)施設名称	響灘東地区廃棄物処分場		
(3)工期	平成 32 年度～平成 33 年度		
(4)処分場面積、容積	総面積 38 万 m ²	埋立面積 22 万 m ²	埋立容積 253 万 m ³
(5)処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 平成 34 年度 埋立終了 平成 50 年度		
(6)跡地利用計画	製造業用地、緑地、道路用地		
(7)地域計画内の役割	適正な廃棄物処分場の確保		
(8)廃焼却施設解体工事の有無	無		

(6)事業計画額	3,737,800 千円
----------	--------------

【参考資料様式6】

計画支援概要

都道府県名 福岡県

(1)事業主体名	北九州市
(2)事業目的	響灘東地区に建設する新処分場整備のため
(3)事業名称	響灘東地区廃棄物処分場に係る設計事業
(4)事業期間	平成31年度、平成32年度
(5)事業概要	響灘地区廃棄物処分場(平成34年度開場予定)の安定型処分場と管理型処分場との中仕切護岸設置及び排水処理施設に係る設計事業

(6)事業計画額	113,300千円
----------	-----------

響灘東地区処分場位置図



<概要>

- 1 公有水面埋立法免許区域
面積：384,300m²
- 2 安定型処分場（土砂処分場）
面積：164,700m²
埋立用材：浚渫土砂
- 3 管理型処分場（廃棄物処分場）
面積：219,600m²
埋立用材：一般廃棄物、産業廃棄物、建設残土

【参考資料様式 5】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 福岡県

(1) 事業主体名	北九州市		
(2) 整備計画の方針	下水道の整備が困難な地域における水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置助成を行い、その普及を促進する。		
(3) 事業の実施目的及び内容	水質汚濁の主な原因となる生活排水を適正に処理するため、小型合併処理浄化槽の設置助成を行う。		
(4) 事業期間	平成29年度～平成33年度		
(5) 事業対象地域の要件	市域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、国土交通大臣の認可を受けた公共下水道に係る事業計画に定める予定処理区域外の地域。		
(6) 事業計画額	交付対象事業費 12,420 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円		

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定 額	交付対象 事業費
5人槽	基(人分)	基			0
6～7人槽	30基(62人分)	基	12,420,000	12,420,000	12,420,000
8～10人槽	基(人分)	基			0
11～20人槽	基(人分)	基			0
21～30人槽	基(人分)	基			0
31～50人槽	基(人分)	基			0
51人槽以上	基(人分)	基			0
改築	基				0
計画策定調査費					
合計	30基(62人分) 改築を除く	0基	12,420,000	12,420,000	12,420,000

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対基数	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定 額	交付対象 事業費
5人槽	基(人分)	基			0
6~7人槽	基(人分)	基			0
8~10人槽	基(人分)	基			0
11~15人槽	基(人分)	基			0
16~20人槽	基(人分)	基			0
21~25人槽	基(人分)	基			0
26~30人槽	基(人分)	基			0
31~40人槽	基(人分)	基			0
41~50人槽	基(人分)	基			0
51人槽以上	基(人分)	基			0
事務費等	必要に応じて区分名を修正して記載				
合計	0基(0人分)	0基	0	0	0

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口

市町村世帯数

対象地域人口

対象地域世帯数

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり 建設費
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）